

市町村子ども・子育て支援事業計画の変更

【令和8年4月1日施行】

1 概要

子ども・子育て支援法の改正に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画において、

①満3歳以上限定小規模保育の必要利用定員総数等及び②特定乳児等通園支援事業者に係る必要利用定員総数その他の乳児等通園支援の量の見込み並びに当該市町村が実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容等を定めるものとされた。

2 市町村の対応

市町村子ども・子育て支援事業計画の変更計画又は代用計画について、市町村子ども・子育て支援会議の審議を経て、12月に策定（国の想定スケジュール）。

3 県の対応

市町村に対し、11月末までに、変更計画又は代用計画に定める量の見込み等の県への提出を求めていくこととしており、県は市町村の状況を踏まえて県計画の見直しを行うこととする。

参考:市町村子ども・子育て支援事業計画の概要

幼児教育・保育に係る量の見込み(需要量)及びその提供体制の確保方策(供給量)などを定めた法定の計画。

※都道府県の計画は、市町村計画で定める計画値等をとりまとめたもの。

本格実施に向けた準備事務フロー

- ・国は8月に子・子計画基本指針等の改正案を提示。自治体は量の見込みと確保方策について検討し、子・子支援事業計画等の変更（又は代用計画の作成）を年内に実施。
- ・確認基準について、国は10月頃に内閣府令の案を提示。自治体は、条例案について検討し、12月議会で制定。

